

告 示

埼玉県告示第四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十七年埼玉県告示第二百八十九号）のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 土砂災害警戒区域		二 土砂災害特別警戒区域	
岸町二丁目	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域
平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	原因となる自然 現象の種類	平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類